年金者組合が総務省に対し緊急要請書提出 14日の「要請」で、前向きの回答を引き出す



年金者組合は5月12日、1人10万円の「特別定額給付金」の申請手続きについて、総務省に対して「緊急要請書」を提出し、14日に「要請」を行いました。日本共産党の本村伸子衆議院議員、伊藤岳参議院議員が同席しました。

要請では、「特別定額給付金」の給付にあたっては、高齢者の負担を軽減し簡便なものに改善して速やかに支給することを求めました。組合の主な主張点は以下の通りです。

- 1、「特別定額給付金」の目的・趣旨を踏まえ、申請者の事務負担を軽減するため申請手続きを簡便なものとし、可及的速やかに給付金を支給すること。
- 2、「緊急事態宣言」が延長され、コロナ感染症の収束までには長期間を要することが想定される。従って、1回限りの10万円の給付ではなく、第二次補正予算案に「特別定額給付金」に関する予算を盛り込むこと。第一次補正予算では、防衛費削減について一切触れられていない。F35ステルス戦闘機など不要不急の予算は削減し、新型コロナ対策の財源を確保すべき。
- 3、郵送申請の場合、マイナンバーカードや運転免許証の写しなど本人確認書類の提出、振込先口座の確認書類の提出を求めているが、高齢者にとって口座番号を記入したり、本人確認書や口座確認のコピーを取ることは、大変な労力が必要となる。「特別定額給付金」は住民基本台帳に基づく申請書作成となっている。本人確認書の添付・提出は原則不要とすること。
- 4、虐待による措置入所高齢者については養護者でなく本人に支給するよう周知徹底すること。
- 5、世帯主が高齢者や身体が不自由で、自分で申請できない場合の代理人申請については、世帯構成者や 法定代理人に限らず、本人の意向を尊重し柔軟に対応すること。
- ●総務省は、組合から提案・要請については「省内で共有したい」「本人確認書の添付・提出がないからといって給付金を支給しないということはない」「代理人申請については幅広く柔軟に対応したい」と回答しました。